

全国消防防災主管課長会議における 消防庁長官挨拶

総務課

平成26年1月28日（火）に、総務省講堂で開催されました全国消防防災主管課長会議における消防庁長官の挨拶は以下のとおりです。

全国消防防災主管課長会議挨拶

消防庁長官 大石利雄

本日は、御多忙の中、全国消防防災主管課長会議にお集まりいただき有り難うございます。皆様には、消防行政の推進に御尽力いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

今日、首都直下地震、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されており、国民の消防に対する期待は極めて高くなっています。こうした中で、消防体制の強化をはじめ、大地震に対する備えを着実に進めることが求められています。

昨年は、自治体消防65周年、消防団120年の記念の年でした。11月25日には、天皇、皇后両陛下の御臨席の下に東京ドームで37,000人の方々にお集りいただき、盛大に記念式典が挙行されました。その際、安倍総理をはじめ三権の長から消防に対する深い敬意と感謝の意が表されました。この記念式典を区切りとして、消防は国民の期待に応えるため、新たな歩みをスタートさせなければなりません。

その後臨時国会で12月5日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が全会一致で成立しました。消防庁としては、この法律に基づき施策を着実に実施することとしており、地方団体においても施策の実施が求められます。

また、昨年夏には記録的豪雨により、各地に大きな被害をもたらされ、10月には台風26号が伊豆大島を襲い、39名に及ぶ方々が犠牲者になりました。それぞれの災害現場で、消防職団員が救助活動等に大きな働きをしました。

伊豆大島には、直ちに緊急消防援助隊が派遣され、地元消防、自衛隊、警察との連携の下に救助活動に当たりました。また、地元の消防団は、深夜の発災直後から被災者の救助に当たり、多くの住民を救出しました。

台風などの災害においても、緊急消防援助隊の機動力と併せて、即時に多くの団員が駆けつける消防団の重要性が再認識されたところです。



こうした中、年末の平成26年度の予算編成に当たって、消防の責任を果たすため必要な予算の確保に努めました。

(消防予算の確保)

消防予算の重点項目は、緊急消防援助隊の拡充、消防団の充実強化、消防の情報基盤の整備の3本柱です。

26年度消防庁予算は25年度補正予算に前倒しされた分を含めて、所要の予算を確保しました。

地方財政措置についても、平成25年度に創設された緊急防災・減災事業が平成26年度においても継続され、5,000億円に枠が拡大されるなど充実が図られました。

平成26年度の緊急防災・減災事業債を積極的に活用し、消防ヘリ・車両の整備、消防団の車両等の整備、消防救急無線のデジタル化、消防庁舎等の耐震化などに取り組んでいただくことをお願いします。

(緊急消防援助隊の拡充)

平成26年度から平成30年度までの第3期基本計画においては、東日本大震災を踏まえ、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に備えるため緊急消防援助隊の目標隊数を4,500隊から6,000隊へ大幅に増隊することとしています。

消火、救助、救急の主要3隊で1,100隊の増隊を図ることとしています。

特に、コンビナート災害等に対応するため、ドラゴンハイパー・コマンドユニットを12部隊新設することとしています。

また、被災地への先発隊として派遣される統合機動部

隊を50隊新設し、更に救助活動の長期化に備えて後方支援隊を160隊増強することとしています。

緊急消防援助隊の新規登録を積極的に推進していただくことをお願いします。

(消防団の充実強化)

近年の社会環境の変化等から、かつて200万人を超えていた消防団員数は年々減少しており、87万人を切っています。

消防団は地域防災の中核として極めて重要であり、団員の確保は重要課題です。

これまでも消防団員の確保を図るため、機能別消防団員制度の創設や消防団協力事業所表示制度を導入するなど様々な施策を講じてきました。

昨年11月8日には、新藤総務大臣から各地方公共団体の首長あてに親展で書簡を発送し、消防団員の確保、特に地方公務員の消防団への加入促進について積極的な取り組みをお願いしたところです。

こうした中、昨年12月に議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団員の確保、処遇の改善、装備や訓練の充実について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務付けられました。

消防団員の処遇については、消防団員に対する報酬及び出動手当が、多くの市町村において交付税措置額よりも低い状況にありますので交付税単価を踏まえた報酬・出動手当の引上げに積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、退職報償金については、政令を改正し一律5万円引き上げることとしておりますので、市町村においては必要な条例改正を行って下さい。

消防団の装備については、新たにライフジャケット、エンジンカッター、チェーンソー、トランシーバー等を「消防団の装備の基準」に盛り込むこととしており、この整備のために交付税措置を大幅に拡充することとしています。積極的な予算措置をお願いします。

装備の充実と併せて、「消防学校の教育訓練の基準」を今年度内に改正し、来年度から消防団の新しい装備に基づいた訓練内容を定め、標準化を図ることとしていますので、消防団員に対する訓練の充実をお願いします。

また、消防団協力事業所表示制度の未導入市町村においては、速やかに制度を導入して下さい。

(消防の情報基盤の整備)

消防救急無線のデジタル化については、平成28年5月の期限に向けて、緊急消防援助隊補助金や電波利用料財源、緊急防災・減災事業債等を活用して、着実に事業を進めて下さい。

また、ミサイル発射や地震、津波情報を速やかに国民

に伝達するJアラートの自動起動機の整備については、平成25年度消防庁補正予算において、未整備団体を解消するために約8億円の予算を確保しました。未整備団体においては、この補正予算を活用し、自動起動機の整備に取り組んで下さい。

(最近の火災を踏まえた防火対策の強化)

昨年は2月の長崎市グループホーム火災（死者5名）、8月の福知山市花火大会火災（死者3名）そして10月の福岡市診療所火災（死者10名）と相次いで大きな火災事故が発生し多くの犠牲者を出しました。

これらの火災事故の再発防止のため、昨年末に消防法施行令を改正し、原則として全てのグループホームにスプリンクラー設置を義務付け、また、花火大会等イベント時の露天商の火気使用に消火器配備を義務付けることを市町村条例の制定基準に盛り込みました。

併せて、イベント主催者に防火担当者を選任させ、消防計画を届出させる火災予防条例（例）の改正を今月中に行うこととしています。

また、診療所の防火対策については、スプリンクラーの設置基準の見直しを含め関係省庁が参加する検討会で速やかに結論を得ることとしています。

(消防の当面の大きな課題)

【市町村消防の広域化】

平成18年に消防組織法を改正し、消防の広域化を推進してきました。これまでに27地域において広域化が行われ、現在も16地域において協議が進められているところです。

しかしながら、管轄人口10万人未満の消防本部が、全体の約6割を占めています。こうした小規模本部の解消を目指して広域化を進めていただきますようお願いいたします。

【消防と医療の連携について】

高齢化による傷病者の増加などから、救急搬送件数は年間580万件と増加しています。10年前に比べて現場到着時間は平均2分遅くなり、病院への収容時間は約10分遅くなっています。

平成19年には奈良県で妊婦の受け入れが断られ、死産に至るという事案が起きました。これを受けて、平成21年の消防法改正により、傷病者の円滑な搬送と受入れのため、消防と医療の連携を強化することを目的に、都道府県ごとに実施基準を策定することとされました。実施基準のフォローアップを適宜行い、タブレット型情報通信端末を活用した情報共有などに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上、数々の課題についてお話ししましたが、消防防災行政の円滑な推進のため、これまで以上に積極的な取り組みをお願いして冒頭の挨拶とします。